各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長 (鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付制度の改正について(通知)

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により、公立学校共済組合の短期給付制度が下記1及び2のとおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 70歳以上の高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)の見直し

(1) 月単位の高額療養費

組合員又は被扶養者が療養に要した1か月の医療費の自己負担額が、高額療養費の 算定基準額(療養者の年齢や組合員の所得水準により定められた自己負担限度額)を 超えたときは、その超えた額を、共済組合が高額療養費として支給している。

このたび、70歳以上75歳未満の組合員又は被扶養者が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、平成29年8月診療分から別紙のとおり改正された。

(2) 年間の高額療養費(外来療養のみ)

基準日(7月31日時点)の所得区分が「一般」及び「低所得者」については、新たに外来療養に係る年間の高額療養費制度が創設され、平成29年8月診療分から適用されることとなった。1年間(毎年8月1日から翌年7月31日)の自己負担額が上限額(14万4千円)を超えた場合には、その超えた額を、年間の高額療養費として支給する。

なお、給付の方法及び手続き等については、追って通知する。

(注)特定疾病に係る高額療養費の自己負担額については、現行どおり所得によらず、 所得区分「一般」の自己負担額で取り扱うこととなる(75歳到達時には、その額に 2分の1を乗じた額となる。)。

2 育児休業手当金制度の改正

(1) 支給期間の延長

組合員が育児休業を取得したときは、育児休業の対象となる子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの育児休業期間について育児休業手当金を支給している。

また、次表の①から⑤までのいずれかの事由に該当するときは、その子が1歳6か月に達する日までの育児休業期間について育児休業手当金が支給されるが、平成29年10月1日より、その子が1歳6か月に達した日後の期間についても引き続き次表のいずれかの事由に該当する場合には、その子が2歳に達する日まで支給期間を延長することができることとなった。

事 由

達する日後の期間について子が1歳又は1歳6か月に

- ① 児童福祉法に規定する認可保育所に入所できないとき
 - (注) 1歳に達する日(誕生日の前日)までに、1歳の誕生日以前を保育所入所希望日として市区町村へ保育の申込みを行っているが、1歳又は1歳6か月において保育が行われない場合をいいます。

あった配偶者が 養育する予定で

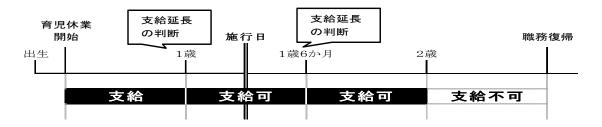
- ② 死亡したとき
- ③ 病気やけがで子を養育することが困難なとき
- ④ 婚姻の解消その他の事情により子と別居したとき
- ⑤ 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定であるとき 又は出産後8週間を経過していないとき

ア 支給延長の対象者及び期間

施行日以降に2歳に達する子(平成27年10月2日以降に出生した子)に対して適用となる。

ただし、施行日前に1歳6か月に達した子については、1歳6か月に達した日以降 も施行日まで引き続き上記表のいずれかの事由に該当している場合に限って、施行日 以降2歳に達するまでの間、支給期間を延長することができる。

例1 施行日以降に子の年齢が1歳6か月に達する場合



例2 施行日以前に子の年齢が1歳6か月に達する場合



イ 支給延長の要件

1歳に達した日後から1歳6か月に達する日後までの延長要件と、1歳6か月に達した日後から2歳に達する日までの延長要件は、下記例のように、それぞれ異なる要件であっても、同じ要件であっても差し支えない。

また,延長要件が同じであった場合でも,原則として1歳に達した時点に行う手続きと同様に,1歳6か月に達した時点で要件に該当するかの確認をするため,改めて書類を提出する必要がある。

例1 1歳~1歳6ヶ月は保育所の理由,1歳6か月~2歳は配偶者の死亡

| 例2| 1歳~1歳6ヶ月は配偶者の死亡、1歳6か月~2歳も配偶者の死亡

(注) 今回の改正による支給延長の対象者は、子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの育児休業期間において、育児休業手当金の支給延長を行っている者であり、子が1歳に達した日後から1歳6か月に達する日までの期間に、育児休業を取得中でありながら育児休業手当金を支給されていなかった場合は、支給延長の対象とはならない。

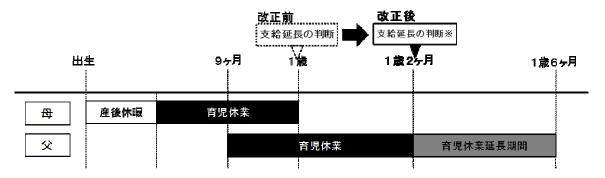
なお、育児休業から復帰した後に、2の(1)の事由表のいずれかの事由により育児 休業を再取得した場合には、再取得した日からその子が2歳に達する日まで、支給 期間を延長することができる。

(2) 父母がともに育児休業を取得する場合の支給期間延長に係る判断時期の変更

父母がともに育児休業を取得する場合は、育児休業の対象となる子が1歳2か月に達するまでの育児休業期間について、1年を限度として育児休業手当金を支給している。(以下、「パパ・ママ育休プラス制度」という。)

パパ・ママ育休プラス制度の適用を受けている組合員について、子が1歳6か月に達するまで育児休業手当金の支給期間を延長しようとする場合、その子が1歳に達する日後の期間について支給延長を判断していたが、平成29年7月1日からは、パパ・ママ育休プラス制度により延長されている期間の末日(当該末日)後※の期間について、支給延長を判断することとなった。

※ パパ・ママ育休プラス制度により育児休業手当金の支給が1歳以降に延長されている場合、その延長された期間の末日後となる。



問合せ先

年金給付係 担当 福山·坂元 (亜)

電話 099-286-5220

表:70歳以上75歳未満の高額療養費の算定方法一覧

所得区分		【改正前】 平成29年7月診療分まで		【改正後】平成29年8月診療分から	
		高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)		高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)	
		外来 (個人ごと)	入院を含めた世帯合算	外来 (個人ごと)	入院を含めた世帯合算
現役並み所得者 (医療費の自己負担割合が3割の者)		44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当】44,400円	57,600円	改正なし
一般		12,000円	44,400円	14,000円 〈年間144,000円〉	57,600円 【多数回該当】44,400円
低所得者	Ⅱ住民税非課税等	8,000円	24,600円	・ 改正なし 〈年間144,000円〉	改正なし
	I住民税に係る所得金額がない等		15,000円		改正なし

- ※ 直近12か月間に既に3回以上高額療養費の支給(現物給付を含む。)を受けている場合は、4回目からは多数回該当になる。
- ※ 当共済組合では、自己負担額(高額療養費が支給される場合は、なお残る負担額)が一定の額(基礎控除額)を超えたときは、更に附加給付 (一部負担金払戻金等)を給付する。

(参考)所得区分について

● 組合員が70歳以上の場合

一般(2割負担)	現役並み所得者(3割負担)
標準報酬月額が28万円未満 (低所得者を除く)	標準報酬月額が28万円以上

● 被扶養者が70歳以上の場合

一般(2割負担)	現役並み所得者(3割負担)
組合員が70歳未満	組合員が70歳以上かつ
	標準報酬月額が28万円以上